平成30年度 医療に関する税制要望(項目)

平成29年8月 日本医師会

※重点項目は青で表示

(項目の一部のみ重点とする場合は、青で表示した部分が重点となる)

〇医業経営

重点 1 · 消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、現行の制度を 前提として、診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額 を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過額 の還付が可能な税制上の措置を早急に講ずること。

一 消費税 -

重点 2 · 消費税対策(2)

消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。

- 一 所得税•法人税•登録免許税•不動産取得税•固定資産税
- **重点 3 ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。**(一部)
 - ①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の 納税猶予制度の創設。
 - ②個人に係る医業承継資産の課税の特例制度の創設。
 - ③出資の評価方法の改善。
 - ④その他の措置。

- 一 相続税・贈与税 一
- 重点 4 ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。
- 事業税 -
- 重点 5 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
 - 事業税 -

〇勤務環境

重点 6 ・ 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援 並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。

- ①くるみん税制の適用期限を延長するとともに、拡充すること。
- ②ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、 税制上の控除対象とする措置を講ずること。

— 所得税·法人税 -

重点 7 ・雇用促進税制の適用期限延長及び拡充。

— 所得税·法人税 -

重点 8 ・所得拡大促進税制の適用期限延長及び拡充。

— 所得税•法人税 -

〇健康予防

重点 9 ・たばこ税の税率引き上げ。

- たばこ税・地方たばこ税 -

○医療施設・設備

- 重点 10 ・中小医療機関の設備投資を支援するため、 器具備品及び建物附属設備についての 税制措置(特別償却若しくは税額控除)の拡充 又は新たな税制措置の創設。
- 所得税・法人税 -
- 11 ・病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、 中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、 税額控除の導入、特別償却率の引き上げ、 適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。
 - 所得税・法人税 -
- 12 ・環境関連投資促進税制の適用期限延長及び拡充。
- 所得税・法人税 -
- 13 ・病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。
- 所得税・法人税 -
- 14 · かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の 固定資産税·不動産取得税に係る税制措置の創設。
 - 一固定資産税,不動産取得税一
- 15 · 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る 税制上の特例措置創設。
 - 一 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 -

〇その他

重点 16 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制) 存続。

一 所得税•法人税 -

- 17 · 公益法人等に関わる所要の税制措置。
 - (1)医師会について 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の 恒久化、その他の措置。
 - (2)公益法人等への課税強化を行わないこと。
 - (3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等 軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る 固定資産税等軽減措置。
 - 一 所得税·法人税·相続税·登録免許税·固定資産税·都市計画税· 不動産取得税 —